



広報

たしろ

No 498

平成7年

3月号

平成7年3月9日発行

田代町役場企画管財課編集

肝属郡田代町麓827番地1



継続し中●農家の育成
生産800●を達成しよう

第24回田代町畜産振興大会

特別表彰

右から

- | | |
|------------|-------|
| ○ 瀬戸口 重雄さん | (瀬戸口) |
| ○ 西元 國彦さん | (下) |
| ○ 徳永 勝美さん | (西中郡) |
| ○ 有村 モヨさん | (久木野) |
| ○ 近川 兼盛さん | (辺志功) |

田代町畜産振興大会 第24回大会開催



江口一男先生 熱弁！

一月三十一日、本町役場三階大会議室において、第二十四回田代町畜産振興大会が開催者およそ二百名の参加のもと、盛大に開催されました。

大会は、水流幸一畜産振興会長あいさつに始まり、田代町の畜産飼養戸数と価格の推移、平成六年度子牛せりの成績、畜産振興計画について協議、検討が行われ

ました。

講演では、鹿児島くみあい食肉センター鹿屋工場長の江口一男先生による「流通から見た肉用牛生産」と題した、畜産農家にとって大変ためになる講演をたまりませんでした。

又、各部門の表彰式や、来賓あいさつに引き続き、スローガン採択で大会を締めくくりました。

本町の主幹作目である畜産経営を堅持するためより一層の畜産振興に努めていきたいと思います。

一月二十九日(日)、鹿児島市のステーションホテルニューカゴシマにおいて開催されました。

この日は、平成六年度の事業経過報告及び決算(案)平成七年度事業計画(案)及び予算(案)等について協議がなされすべて承認されました。

また、総会終了後交流会では、今回の阪神大震災では、

鹿児島市たしろ会総会
一七十二名の参加で
開催！



被害を受けられた方々に対して義援金を募り、もう一つの「たしろ会」近畿田代会へ見舞金として贈りました。

出席された方々は、故郷田代町出身者同士でなつかしく語り合い、ふるさとを再確認されていました。

「山をだいに
豊かな緑を作ろう」



木場忠さん



山元砂雄さん

二月八日、鹿児島県文化センターにおいて行われた県林業振興大会で、本町の木場忠さんが、指導林家に認定されました。

「指導林家」とは、優れた林業経営を実践し、林業後継者の育成指導に理解と

熱意を持ち、かつ地域林業の振興に貢献している県下の模範的な林業経営者を、現知事が認定するものです。

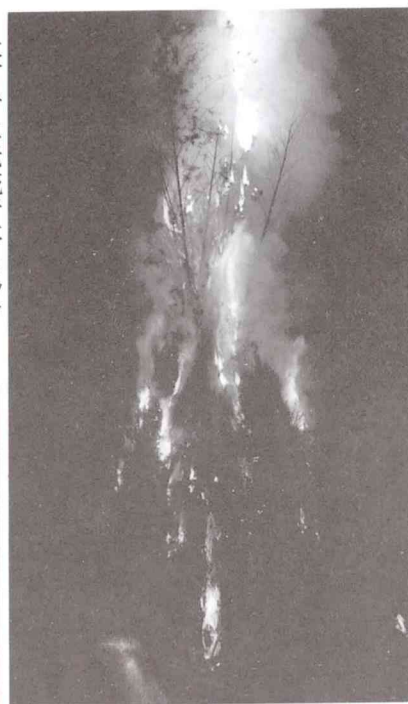
木場さんは、生きがい、人生の楽しさを育林に求め、所有の山林を自力で整備して「少年の森、こんちゅう村」として子供達に開放して、地域の森林、林業に大きく貢献されており、

同じく、山元砂雄さんが、林業経営部門で「優良賞」を受賞されました。

林業経営部門は、経営のタイプや経営規模に応じた経営目標の適合性、計画的施業状況、労働力の効率的かつ適正な配分、林業所得の状況、経営管理記録状況、保育資源を活用した特用林産物等の取組み、経営合理化のための路網整備や機械化推進状況等について総合的に審査されております。

山元さんは、昨年の林業振興大会でも「林業技術競技会育林技術の部」で表彰されており、本町の林業の振興に大きく貢献されておられます。

伝統行事”せつがい”で 無病息災を祈る



本町では伝統行事セツガイ(鬼火焚き)が各集落やむらづくり地区で毎年二月三日に行われております。本年も二月三日(節分)に、鬼を追ひ払い、福を呼び寄せると、子供会や育成会が中心となって行われました。

当日までに地区民総出で準備を進め、竹や杉のやぐらに高さ二〇メートルの竹を立て、夕やみ迫るころ、子供会の代表や厄年の父兄が点火しました。赤々と夜空を焦がす火の傍らで大人たちは酒を酌み交わし、子



供たちはせんざいやもちを焼いて食べながら、これから一年間の無病息災を祈りました。

文化財防火デー

一月二十六日午後、若宮神社の社叢から出火という想定で、防火訓練が実施されました。

田代幼稚園園児らが見守る中、川原分団の消防団員らが貴重な文化財を火から守るため放水訓練を行い手際の良さを披露しました。



年金相談所の開設について

あなたの厚生年金保険、国民年金などの年金に関する相談に応じます。お気軽にご利用ください。

日時 平成七年三月二十日
月曜日午前十時から午後三時まで
場所 役場一階会議室
相談内容

- ☆定年や病気などで会社や工場を退職した方で、その後の病氣治療や年金の手続きについて知りたい方。
- ☆以前勤務していた会社、工場などで、年金を掛けていたかどうか調べたい方。
- ☆年金手帳、または、厚生

年金被保険者証を二枚以上持っている方。

- ☆現在まで厚生年金、国民年金、共済組合などの年金制度にまったく加入したことがない方。
- ☆二つ以上の年金制度に加入した上で、年金の通算制度について知りたい方。
- ☆通算対象期間の確認について知りたい方。
- ☆旧令の共済組合員の期間について知りたい方。

(旧陸海軍の軍属工員、旧外地公務員など、旧令にもとづく共済組合の組合員であつた方)

固定資産税縦覧について

○固定資産税縦覧期間が4月1日より20日まで(土・日を除く)の期間課税台帳の縦覧ができます。役場税務課へ

☆現在、年金をもらっている方で、年金額に疑問のある方や、現況届など、いろいろな届の方法について知りたい方。

☆障害年金、遺族年金、母子年金などについて知りたい方。

☆年金請求手続きや年金に関する手続き用紙をもらいたい方。

☆年金受給者の死亡による、死亡届、未支給請求、遺族年金請求、死亡一時金請求等について知りたい方。

平成七年度デイサービスセンター 南松園・家族介護教室受講者募集



介護実習

デイサービスセンターでは、地域の皆様へ介護の仕方、技術、医学知識等学んでいただくとうと、家族介護者教室を毎月一回行っています。

亥の一番に納めてみたい。

国民年金保険料

サラリーマンの厚生年金保険料等は、給料から自動的に引かれています。しかし自営業者等の国民年金保険料は、自分で納めなくてはなりません。毎月コツコツと、国民年金

保険料を納めていらつしやるみなさん。納めもれを無くするためにもまえもつてまとめて「国民年金保険料」を納めてみては...。まとめて納めると、保険料に割り引きもあり大変お

得です。また仮に、前納をした方が、年の途中で他の制度に加入したり不幸にして亡くなったたりした場合は、その月以降の納めた保険料はお返しいたします。この前納制度について、詳しく知りたい方は、役場の国民年金係へお気軽にお尋ねください。

(こんなにお得)

平成7年4月に平成7年度の1年間分を前納する場合

	年 額	前 納 額	割引額
定額保険料	11,700円×12ヶ月 =140,400円	137,010円	3,390円
定額保険料 + 付加保険料	12,100円×12ヶ月 =145,200円	141,690円	3,510円

交通事故相談所の ご利用を

交通事故による被災者等を救済するため、県では専門の相談員が無料で適切な指導と助言を行っています。お気軽にご利用ください。○相談場所

大根占町役場

○相談日

三月二十八日(火)

○相談時間

午前九時三十分から午後三時三十分

○問い合わせ

県庁県民生活課
電話 〇九九二〇八一

常設交通事故相談所

県交通事故相談所

鹿屋支所
(県鹿屋合同庁舎)

お引越しの「連絡は
お早めに

電気も、引越しの手続きが必要です。予定日の四、五日前までの通常日(月曜日、金曜日)にお近くの当社営業所までご連絡ください。

■電話で次の内容をお知らせください。
●お客さまのお名前、ご住所。
●お客さま番号(電気料金領収証、電気ご使用量のお知らせ票に記載しております。)

●お引越予定日と時刻。
●電話で次の内容をお知らせください。
●お客さまのお名前、ご住所。
●お客さま番号(電気料金領収証、電気ご使用量のお知らせ票に記載しております。)

■お引越先ではすぐに電気が使えます。
●リミッターのつまみを上げて「入」にすると電気がつきます。

●電気がつきましたらリミッターに取り付けてあります「電気ご使用申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送してください。
●リミッターを「入」にしても電気がつかない時は、当社営業所までご連絡ください。

■口座振替のお申込みも忘れなく。
●お引越先では、「電気ご使用申込書」といっしょに「電気料金口座振替依頼書」のご記入もお願いたします。

●お引越される前と同じ預金口座で振替を希望されるお客さまは、電気料金口座振替依頼書の旧電気使用場所欄に旧住所、転出時期および旧住所のお客さま番号のご記入をお願いいたします。

花瀬公園まつり開催

日時 平成七年四月二日(日)
場所 田代町花瀬公園

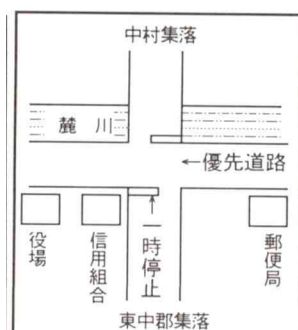
(雨天の場合は町開発センター)

恒例の花瀬公園まつりがちかづいてまいりました。本年も多彩な催しが盛りだくさん計画されておりま。陽春の一日を桜の咲きほこる花瀬公園でお楽しみください。

注意・止まれ!

信用組合前交差点は、東中郡集落から中村集落への方向が優先道路となっていました。が今回、郵便局から役場方向が優先道路となりました。

一時停止線並びに止まれの標識も先月より変更されておりま。主に東中郡集落から中村集落方向へ通じる道路を利用される方は、一時停止となりますので標識に従って通行し、事故が起きないように充分注意してください。



平成7年2月1日現在

住民基本台帳		増		減		前月対比
		出生	転入	死亡	転出	
男	1,796	0	5	3	3	△1
女	1,979	1	4	1	2	2
計	3,775	1	9	4	5	1
世帯数	1,421					3

人口のうごき

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません



田代町社会福祉協議会 「篤志寄附金」

さきにご逝去されました方のご遺族より、香典返しを廃止され、社会福祉協議会へ多額の寄付を賜りました。厚くお礼申し上げます。にご冥福をお祈りします。

岩戸 良一様
岩下 早様
名ヶ迫 典子様

休日在宅医

月 日	当 番 医	TEL
3/12	黒木内科小児科	6-0750
3/19	長浜 医院	2-0137
3/21	城西胃腸外科	4-2977
3/26	浜畑 医院	5-2130
4/2	二川内科胃腸科	2-2033



玉川カルテット



児童手当制度

1 児童手当の目的

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

2 児童手当のしくみ

●支給の対象

児童手当は、三歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（一月から五月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

●児童手当の額

- 第一子 五〇〇〇円（月額）
- 第二子 五〇〇〇円（月額）
- 第三子以降 一〇〇〇〇円（月額）

●児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります。）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として手当は、毎年二月、六月、十月に、それぞれの前月分までが支給されます。

●特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金等に加わっている人）については、その人の前年（一月から五月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

●所得制限限度額

平成六年度における四人世帯（扶養親族等が三人の場合）及び三人世帯（扶養親族等が二人の場合）の場合の所得制限額は、次のとおりです。

（参考）所得制限限度額（平成六年度）

扶養親族等の数	児童手当		特別給付	
	所得額	収入額	所得額	収入額
3人 (4人世帯)	237.6万円	358.9万円	453.0万円	625.0万円
2人 (3人世帯)	207.6万円	320.1万円	423.0万円	590.6万円

（注）収入額は、所得額に給与所得控除額相当分を加算した額。

こんなとき、こんな手続きを

2 児童手当認定請求書

出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、市区町村窓口「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月分から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

ただし、支給開始月の特例として、転入又は災害などのやむを得ない理由により認定請求ができなかった

1 届出、手続き一覧

届出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	児童手当認定請求書
毎月6月（全ての受給者）	児童手当現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	児童手当受給事由消滅届 児童手当認定請求書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	児童手当額改定届
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	児童手当受給事由消滅届
年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったとき	児童手当受給事由消滅届
特例給付の受給者が退職したとき	児童手当受給事由消滅届 児童手当認定請求書
受給者が公務員となったとき	児童手当受給事由消滅届 児童手当認定請求書
同じ市区町村の中で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

場合には転入又は災害などのやむを得ない理由がやんだ後一五日以内に認定請求をすれば、転入等の日の属する月の翌月分から支給が開始されます。

●添付書類等

添付書類は、認定請求の後日に提出しても良い場合がありますので、窓口で確認してください。

★年金加入証明書

又は申立書

請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出

★前住所地の市区町村町が発行する児童手当用所得証明書

・提出が必要な人

当該市区町村にその年の一月一日に住所がなかった人

（一月から五月までの月分の手当の認定請求の場合は、前年の一月一日に住所がなかった人証明する年

認定請求日の前年分（一月から五月までは

前々年分）★印鑑

★その他必要に応じて、提出する書類があります。（養育する児童と別居している場合など）

3 児童手当現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、毎年六月一日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、六月分以降の手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。

4 受給者の方が他の市区町村に住所を変ったとき

●現況届に必要な添付書類

★年金加入証明書又は申立書
受給者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出
★前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証

他の市区町村に住所が変わる場合には、当該市区町村での児童手当の受給資格が消滅し、転出後の市区町村で手当の支給を受けるためには、新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。

手続きが遅れますと、受けられる月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

また、転出後の市区町村での手続きに、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書が必要となりますので、転出の際にご準備ください。

児童手当の額が増額されるようにするとき

5 児童手当の額が増額されるようにするとき

現在、手当を受給している者が、出生などの理由により支給の対象となる児童

●明書

当該市区町村にその年の一月一日に住所がなかった場合に提出。
★その他必要に応じて、提出する書類があります。

6 児童手当の額が減額されるようにするとき

が増えたときには、「児童手当額改定請求書」の提出が必要です。
この場合、額改定請求をした日の属する月の翌月から児童手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

7 児童手当の支給が終わるようになる

現在、手当の支給対象となっている児童の一部が年齢要件に該当しなくなった場合（誕生日の到来により支給の対象となる期間を超えた場合。）や児童を養育しなくなったことなどにより支給の対象となる児童が減ったときは、「児童手当額改定届」を提出してください。

8 受給者の方が退職したとき

特例給付の受給者が、退職したことなどにより被用者（サラリーマン等）でなくなった場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。

9 受給者の方が公務員となったとき

公務員の場合は、勤務先で手当を支給することとなりますので、住所地の市区町村に「児童手当受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先へ新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要となります。

10 受給者の方が同じ市区町村の中で住所を変ったとき

受給者の方が同じ市区町村の中で住所を変ったとき
又は養育している児童の住所が変わったとき

11 住所変更届を提出してください。

受給者又は養育している児童の名前が変わったとき
氏名変更届を提出してください。

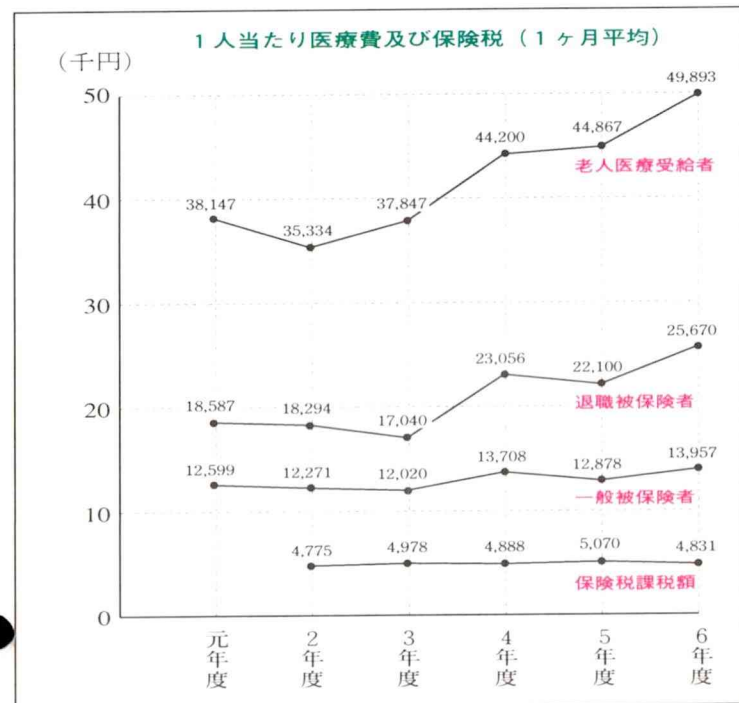


国保だより 特集号

国民健康保険の現状

本町の国民健康保険は、約六十%が加入しており、制度発足以来、被保険者皆さんの医療の確保と、健康保持増進に大きく貢献し、医療保険制度の中核として拡充発展を遂げてきたところでありあります。

しかしながら、医療技術の高度化や加入者の高齢化などにより、医療費が年々増え続けているために国保財政は依然としてきびしい状況になっています。医療費の伸びをいかに抑えるかが重要な課題となっ



老人保健拠出金は
一億二百六十四万円

早期発見、早期治療
検診に積極的に
参加しよう。

国保に加入している人で七十歳以上（一定の障害のある人は六十五歳以上）の方の医療費に対して出した国保会計のお金は、平成六年度で一億二百六十四万円になります。これは、国保会計総支出数の約二十五%に相当します。

国保では、このように老人保健に対しても多くの負担金を出しています。

国保に加入している老人受給者数は、年々ふえ続け平成七年一月末現在で五百七十名で被保険者総数に対して二十五・八%の割合になります。人口の高齢化が進む中で、今後も増加するものと予想されます。老人医療受給者の医療費が増加すると、それに伴って拠出金も増加します。今後の国保財政にとっても重大な問題となっています。

平成6年度国保会計の収入支出状況（決算見込）

支出	収入
保険給付費 (病院へ支払う医療費など) 63.0%	国庫支出金 45.0%
老人保健拠出金 (老人分の医療費など) 25.0%	国民健康保険税 23.0%
総務費、その他 12.0%	退職者医療交付金 8%
	前年度繰越金 20%
	その他 4%

保険税は
国保運営の
重要な財源



国民健康保険税は、国保運営のための重要な財源です。保険税は、国の補助金



一件当たり
医療費最高額は、
二百九十万三千円

平成六年十二月末現在、国民健康保険に加入している人の一カ月当たり平均医療費が、十二月末現在で五千二百八十六万円で、これは前年度同時期と比べ、約十一・七%の増加になっています。

被保険者一人一人当たり医療費を見てみると、一般被保険者は、一万三千九百五十七円で、八・三%の増加、退職被保険者は、二万五千六百七十円で二十六・九%の増加、老人被保険者は、四万九千八百九十三円

平成六年度月平均医療費等は、
五千二百八十六万円



ちなみに、平成六年度中十二月末現在までの総件数は、二五二八十七件。一カ月の総費用額で最高だったのは、二百九十万三千二百十円でした。この場合、一カ月の自己負担額は、六万三千円が限度ですので、残り二百三万二千円の医療費は国保が負担したことになります。

医療費増加の原因
成人病の増加及び
受診のしかたにも

医療費は、どうして増えるのでしょうか。

第一に考えられるのは、成人病と言われるガン、心臓病、脳卒中などの病気が増えていること。

第二に、医療技術が進歩し、制ガン剤などの高価な薬の使用等が増えてきて、一件当たりの医療費が高くなってきたことなどです。

また、同じ病気でもいくつもの病院にかかる重複受診多受診、はしご受診等、被保険者の方々の受診方法にも問題があるように思われます。

老人医療受給者の
外来一部負担金が
4月1日より変更
になります。

外来診療の一部負担金	入院診療の一部負担金	入院給食費の定額負担
一か月 平成7年4月1日～ 平成8年度以降 1,010円 消費者物価の変動率に応じて一部負担金が変わります。	一日 平成7年4月1日～ 平成8年度以降 700円 消費者物価の変動率に応じて一部負担金が変わります。	平成6年10月1日～ 平成8年9月30日 一般加入者 1日 600円 過去12か月の入院日数（H6.10.1以降のもの） 90日までの入院 1日 450円 90日を超える入院 1日 300円 住民税非課税世帯で高齢者（70歳以上） 1日 200円

入院時の食事については、他の療養にかかる医療費と別枠で、次のように定額負担していただくことになります。

住民税非課税世帯で高齢者（70歳以上）の方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場国保窓口で申請してください。

教育だより

大原中学校

① お見舞します

大原中生徒会は、このたびの阪神大震災の被災者の窮状を知り、いち早く募金活動に取り組みました。生徒二十八名の志として三万六千円のお見舞金が集まりました。



頑張ってください

② 落葉ひろい

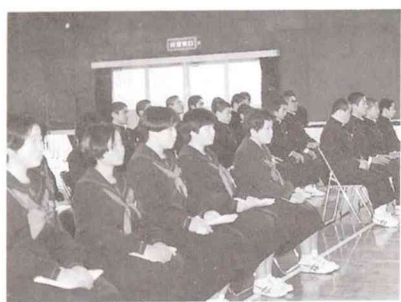


何か、ご利益が

一月下旬、恒例の近津神社の境内の清掃と推肥づくりをかねて落葉ひろいをしました。鳥居から神殿に通じる参拝道もきれいに掃除して帰りました。

③ 自覚と責任

二月四日の立志式では二年生一人ひとりが立志の誓いをしました。この時ばかりはみんなすまし顔、あとは実行あるのみ。



気取っていませんか

④ 全力をつくした研修会

先の郡P研修会では大原中PTA全員が結束しました。活動計画の遂行、研究誌の原稿づくり、研究発表のりハールと本番直前までがんばりました。おかげで盛会のうちに研修会を終了することができました。



会場いっぱい参加者



どんな質問でもOK



高さはどうですか

県下一周駅伝大会

肝属総合Bクラス優勝
油木田選手、小路選手
御苦労さまでした。

第四十二回県下一周駅伝

大会が二月一八日から二二日までの五日間開催されました。肝属チームは総合五位、Bクラス優勝と郷土の期待に充分こたえて下さいました。特に本町表木集落出身の油木田徳男選手(35)は今回出場で十回出場を達成され特別賞も受賞されました。又三日目の四区求名、西太良間では区間三位の快走を見せ好成績に大いに貢献して下さいました。お二人の今後の益々の御活躍を期待しています。本町に御苦労さまでした。御二人に続く選手がこの田代町から出場することを望みたいものです。



川辺を猛進(油木田選手)

たしろ花瀬駅伝大会 参加チーム募集



緊張のスタート(平成6年度大会)

恒例のたしろ花瀬駅伝大会が四月二日曜日に開催されます。駅伝コースは例年通りの役場スタート花瀬大原回り、七区間十四・三kmで、小学生の部中学生の部一般の部女子の部の四部門で競われます。昨年は四十六チームの参加がありました。今年は昨年を上回る参加となりそうです。職場で、又集落でチームを編成してどんどん御参加下さい。

スポーツフェスティバル
参加者募集!

平成六年度田代町スポーツフェスティバルが三月十



母ちゃんががんばれ



父ちゃんががんばれ

思いやりと ふれあいと(5)

解放へのあゆみ

大正十一年(一九二二)、京都で同和地区の完全な解放をめざし、差別の撤廃を目的とした「全国水平社」が結成され、その運動は全国に広がりました。

それは、自らの努力で部落差別を解消しようとする自主的な運動でした。

戦後、新しい憲法が施行され、同和問題を根本的に解決しようとする運動の高まりの中で、「同和对策審議会」が設置され約四年間にわたる調査と審議の結果、昭和四十年(一九六五)同和問題を解決するための基本方針について答申が出されました。

(同和对策審議会答申)

より抜粋
「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり……基本的な人権にかかわる課題である……その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」

この答申を受けて、昭和四十四年(一九六九)には「地域改善対策特別措置法」が制定され、国や地方自治体は、これらの法律にもとづき、同和問題を解決するための施策に取り組みました。十八年間の同和对策事業の実施によって、同和地区の環境が整備されてきました。しかし、なお多くの課題が残ったため、昭和六十二年(一九八七)四月から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が五ヶ年の限時法として制定施行され、本県でも課題解決に向けて取り組んでいるところです。

平成七年度「春の青少年を育てる運動」^{3/11}_{4/10}

春は入学、卒業、進学、就職など子供たちの生活環境が変わり、問題行動が起きやすい時期です。この大切な時期に、家庭、学校、地域社会及び各団体が緊密な連携をとりながら、個性豊かでたくましい青少年を育成していきたいものです。
〈運動の主な実施事項〉

四月より学校週五日制 月二回実施に!

平成七年の四月から月二回の学校週五日制が実施されることになりました。

学校週五日制は、次代に生きる子供たちの望ましい人間形成を図ることをねらいとし、学校、家庭及び地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供が自ら考え主体的に判断し行動できる力を身に付けることを目指すものです。

休業日となる土曜日には児童・生徒が家庭や地域社会に帰り、かつては当り前であった自然体験、社会体験、生活体験をし、心豊かでたくましい人間に成長してほしいという願いがあります。

従って地域や家庭におかれましては、この趣旨を十分理解され、子供が自主的・主体的に参加し活動するよう企画・運営の工夫をし遊びや多様な活動に参加できる機会や場の提供を特にお願いしたいと思います。

- ① 青少年の社会参加活動の推進・社会奉仕や環境美化の活動に参加し、異年齢間の交流をする。
- ② 健全な家庭づくりの推進・子供の新しい生活への希望や夢について家族で話し合う。
- ③ 非行防止活動の推進・未成年者の飲酒・喫煙やシンナーの吸引、万引防止に努める。
- ④ 青少年を取りまく社会環境の浄化活動を推進し、成人向け図書やビデオテープは、成人コーナーに陳列する。
- ⑤ 春休み期間中の生徒指導を充実し・教職員と父母、地域社会が一体となつて指導体制を確立する。
- ⑥ 交通事故防止の推進・幼児や新入学児童の交通事故防止につとめる。

平成七年度肝属地区同和 教育指導者研修会にむけて

来年度七月の開催に備え、学校教育と社会教育の両面で同和教育の研修を進めています。部落差別の特殊性を理解しつつ、広く人権についても考えていきます。

平成六年度肝属地区教育振興大会、田代で開催さる！^{2/24}

町中央公民館大ホールで地区内十一市町から約六百二十名の方々が参加しました。

田代幼稚園児四十一名による「田代元気太鼓」がオープニングで演奏され、表彰式では本町の「大原地区むらづくり推進協議会」が



田代元気太鼓でオープニング

「もみじの里づくり」等で表彰されました。

また、午後からのシンポジウム「あしたを拓く豊かな心をどう育成するか」では、本町の市来政子さんが田代町あじさいグループの代表として、ボランティア活動について発表されました。



ボランティアを熱く語る（市来さん）

た。高齢化率三〇％の田代町において、ボランティア活動はますます重要視されてきます。最後に、「親と子の対話」と題して幼児教育、児童文化研究家の吉岡たすく先生が講演をされました。その



大原地区むらづくり推進協議会表彰さる

中で、先生は、小学校三年生ぐらいまではスキンスッポを大切にし、それ以降は「自立を促すこと」が大切である、と言われました。また、明るい夫婦、特に明るい母親の笑顔が子育てには大切であるということでした。長年の教員生活の中



感動と笑いと（吉岡先生）

から実例を引用したユーモアたっぷりの講演に会場中が大満足でした。

なお、本大会の田代町開催に際しては、各種団体を始め、町民の皆様より多大の御支援と御協力をいただきました。本当にありがとうございました。

青年団、大健闘！

肝属地区青年祭^{2/26}



舞台発表で堂々の優秀賞

平成六年度は内之浦町で開催されました。本町からも連合青年団二十四名（女性十二名）が参加し、舞台発表で優秀賞、仮装大会で最優秀賞を獲得しました。「今年の二才はきばっど！」



中野くんの迷司会

学ぶ婦人たち

町婦人会二月定例会^{2/9}

新旧の集落婦人会長が出席して役場三階大会議室で開催されました。講演、役員改選、協議など、年度末の大切な学習、活動を行いました。



豊富な体験をもとに（角野さん）

婦人会長、角野良子さんが自分自身の体験や、垂水市婦人会の実践をふまえ、明るく楽しいお話をされました。「婦人会活動のメリットは何か」と口で言うよりも、自分たちで捜し、作り出すものだということを再確認できました。